

熊本県動物愛護推進協議会の設置等に関する要綱

(設置)

第1条 動物の愛護及び管理に関し、熊本県動物愛護推進計画（以下「県計画」という）に掲げる「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」の実現を目指すため、県計画の進捗状況の確認や県の動物愛護管理施策に関する提言等を行い、また、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動愛法」という。）第38条第1項に基づき県が委嘱する熊本県動物愛護推進員（以下「推進員」という。）の活動支援を行うため、動愛法第39条の規定に基づき熊本県動物愛護推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の構成)

第2条 協議会は、次に掲げる団体の代表者をもって構成する。ただし、それぞれの団体の推薦する者をもってこれに代えることができる。また、協議会の委員（以下「委員」という。）の数は15名以内とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般社団法人熊本県獣医師会
- (3) 動物愛護団体
- (4) 動物取扱業者の代表
- (5) 教育関係者
- (6) 行政機関の代表
- (7) その他協議会が適当と認める者

2 前項の第7号に規定する協議会が適当と認める者とは、協議会の構成団体から推薦を受け、協議会において選任された者とする。

3 委員の任期は、2年度（4月1日から翌々年3月31日までをいう。）以内とする。ただし再任を妨げない。

(協議会の役員)

第3条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により協議会で決定する。

3 会長は協議会を総括し、副会長は、会長に事故があるとき又は欠けたときは、これを代行する。

4 役員の任期は、2年度（4月1日から翌々年3月31日までをいう。）以内とする。ただし再任を妨げない。

(協議会の開催)

第4条 協議会は会長が招集する。

2 協議会は年1回開催し、その他会長が必要と認めた場合に開催する。

(協議会の活動)

第5条 協議会は次の活動を行う。

- (1) 熊本県の動物愛護管理行政の推進に関すること

- (2) 県計画の進捗状況の確認を行うこと
- (3) 推進員の活動に対する支援等に関すること
- (4) 推進員の委嘱に関する支援等
- (5) その他この協議会の運営に関すること

(協議会の事務局)

第6条 協議会の事務局は、熊本県健康福祉部健康危機管理課に置く。

(地域推進協議会の設置)

第7条 推進員の円滑な活動を支援し、効率的な動物の愛護と適正な飼養の普及啓発を図るため、保健所の管轄する地域ごとに地域推進協議会（以下「地域協議会」という。）を置く。

2 前項の地域協議会は、隣接する地域同士の合同での設置を妨げない。

(地域協議会の構成)

第8条 地域協議会は、次に掲げる団体等の代表者の中から構成する。ただし、それぞれの団体の推薦する者をもってこれに代えることができる。

- (1) 一般社団法人熊本県獣医師会支部
- (2) 地域活動団体
- (3) 市町村
- (4) 教育事務所
- (5) 保健所
- (6) その他地域協議会が適当と認める者

2 前項の第6号に規定する地域協議会が適当と認める者とは、地域協議会の構成団体から推薦を受け、地域協議会において選任された者とする。

3 委員の任期は、2年度（4月1日から翌々年3月31日までをいう。）以内とする。ただし再任を妨げない。

(地域協議会の役員)

第9条 地域協議会に地域協議会会長1名、副会長1名を置く。

2 地域協議会会長及び副会長は、前条に規定する者の互選による。

3 地域協議会会長は地域協議会を総括し、副会長は、会長に事故があるとき又は欠けたときは、これを代行する。

4 役員の任期は、2年度（4月1日から翌々年3月31日までをいう。）以内とする。ただし再任を妨げない。

(地域協議会の開催)

第10条 地域協議会は地域協議会会長が招集する。

2 地域協議会は年1回開催し、その他地域協議会会長が必要と認めた場合に開催する。

(地域協議会の活動)

第11条 地域協議会は、犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養についての施策が効率的に実施できるよう、次の活動を行う。

- (1) 推進員の活動支援
- (2) 県計画に基づく地域の事業の実施及び協議会への報告
- (3) 推進員の委嘱候補者の選考及び知事への推薦
- (4) その他地域協議会で定める活動に関すること

(地域協議会の事務局)

第 12 条 地域協議会の事務局は、第 8 条第 1 項第 1 号から第 5 号に掲げる団体の事務所のいずれかに置く。

(協議会等の事業年度)

第 13 条 協議会及び地域協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(報償費等)

第 14 条 県は、委員が協議会に出席した場合は、予算の範囲内において報償費及び旅費を支払うものとする。

2 前項の規定は地域協議会協議会においても準用する。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

2 前項の規定は地域協議会協議会においても準用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 2 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年（2020 年）9 月 28 日から施行する。